# その他告示

**○経済産業省告示第百二十号**

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）の施行に伴い、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和七年八月一日

経済産業大臣　武藤　容治

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係告示の整備に関する告示

（独立行政法人情報処理推進機構による部門間・企業間で分断されている情報処理システムの連携に資するプログラムに関する技術上の評価に関する手続を定める告示の一部改正）

**第一条**　独立行政法人情報処理推進機構による部門間・企業間で分断されている情報処理システムの連携に資するプログラムに関する技術上の評価に関する手続を定める告示（平成二十年経済産業省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

「第四十三条第一項第五号」を「第四十七条第一項第五号」に改める。

（情報処理の促進に関する法律施行規則第一条第一号に規定する経済産業大臣の認定について定める告示の一部改正）

**第二条**　情報処理の促進に関する法律施行規則第一条第一号に規定する経済産業大臣の認定について定める告示（平成二十九年経済産業省告示第九十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **第一条**　情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号。以下「規則」という。）第一条第一号に規定する経済産業大臣の認定は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。ただし、申請日において当該要件に係る事務に従事しなくなった日の翌日から起算して三年を経過している場合にあっては、この限りでない。<br>一　警察庁（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第十五条に規定する警察庁をいう。）又は都道府県警察（警察法第三十六条第一項に規定する都道府県警察をいう。）のうちいずれか一の機関において、犯罪の取締りのための電子情報処理組織及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の解析その他情報技術の解析に関する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であって、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下「法」という。）第三条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると警察庁長官が認める者であること。<br>二　自衛隊（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊をいう。）において、サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であって、法第三条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると防衛大臣が認める者であること。<br>三　内閣官房（内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条に規定する内閣官房をいう。）において、内閣の重要施策に関する情報の収集調査に関する事務であって、サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であって、法第三条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると内閣情報官が認める者であること。<br>四　独立行政法人情報処理推進機構（以下、この号及び第二条において「機構」という。）から委嘱を受け、法第七条に規定する支援士試験事務（支援士試験の問題を作成するものに限る。）又はサイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法第三十一号）の施行前の情報処理の促進に関する法律第七条第二項に規定する情報処理技術者試験の実施に関する事務（情報セキュリティスペシャリスト試験の問題を作成するものに限る。）に従事した期間が通算して二年以上である者であって、法第三条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると機構の理事長が認める者であること。 | **第一条**　情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号。以下「規則」という。）第一条第一号に規定する経済産業大臣の認定は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。ただし、申請日において当該要件に係る事務に従事しなくなった日の翌日から起算して三年を経過している場合にあっては、この限りでない。<br>一　警察庁（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第十五条に規定する警察庁をいう。）又は都道府県警察（警察法第三十六条第一項に規定する都道府県警察をいう。）のうちいずれか一の機関において、犯罪の取締りのための電子情報処理組織及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の解析その他情報技術の解析に関する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であって、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下「法」という。）第三条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると警察庁長官が認める者であること。<br>二　自衛隊（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊をいう。）において、サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であって、法第三条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると防衛大臣が認める者であること。<br>三　内閣官房（内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条に規定する内閣官房をいう。）において、内閣の重要施策に関する情報の収集調査に関する事務であって、サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であって、法第三条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると内閣情報官が認める者であること。<br>四　独立行政法人情報処理推進機構（以下、この号及び第二条において「機構」という。）から委嘱を受け、法第七条に規定する支援士試験事務（支援士試験の問題を作成するものに限る。）又はサイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法第三十一号）の施行前の情報処理の促進に関する法律第七条第二項に規定する情報処理技術者試験の実施に関する事務（情報セキュリティスペシャリスト試験の問題を作成するものに限る。）に従事した期間が通算して二年以上である者であって、法第三条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると機構の理事長が認める者であること。 |

報技術の解析に関する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であって、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下「法」という。）第六条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると警察庁長官が認める者であること。
二　自衛隊（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊をいう。）において、サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であって、法第六条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると防衛大臣が認める者であること。
三　内閣官房（内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条に規定する内閣官房をいう。）において、内閣の重要施策に関する情報の収集調査に関する事務であって、サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であって、法第六条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると内閣情報官が認める者であること。
四　独立行政法人情報処理推進機構（以下、この号及び第二条において「機構」という。）から委嘱を受け、法第十条に規定する支援士試験事務（支援士試験の問題を作成するものに限る。）又はサイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法第三十一号）の施行前の情報処理の促進に関する法律第七条第二項に規定する情報処理技術者試験の実施に関する事務（情報セキュリティスペシャリスト試験の問題を作成するものに限る。）に従事した期間が通算して二年以上である者であって、法第六条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると機構の理事長が認める者であること。